

しまね

生衛だより



編集・発行 (公財)島根県生活衛生営業指導センター
〒690-0882 松江市大輪町420-1
ホームページ: <http://www.seiei.or.jp/shimane/>

TEL (0852)26-0651
FAX (0852)26-4684
E-mail: shimanecenter@seiei.or.jp

第67号

祝 松江城 国宝へ



新任の御挨拶

島根県健康福祉部長 藤間 博之



盛夏の候、営業者の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
私こと、本年4月1日付けで健康福祉部長に就任いたしました。

「しまね生衛だより」の発刊に当たり誌面をお借りして御挨拶申し上げます。

生活衛生営業は県民の日常生活に身近な存在であり、営業者の皆様が積極的に様々なサービスや商品を提供することで、県民生活の質の向上と地域の活性化に重要な役割を果たしておられますことに対しまして深く敬意を表する次第です。

さて、本県では夏季にのみ食中毒注意報・警報を発表しておりましたが、平成24年に食中毒警報実施要領を見直し、冬季においても食中毒注意報・警報を発表するよう基準を策定いたしました。これは、従来、夏季の発生が多数を占めた食中毒が冬季を含めた年間を通じて発生するようになったためです。

それらの多くはノロウイルス等を原因とするウイルス性食中毒ですが、少量の汚染でも食中毒が発生するため、防止対策に一層の注意が必要です。

また、平成24年からウシの肝臓の生食が禁止されているところですが、今般、ブタについても生食が禁止されることとなりました。腸管出血性大腸菌感染症、E型肝炎、カンピロバクター感染症等の発生が懸念されるためです。

本県としましては、県民が安全で豊かに生活できるよう営業者の皆様への適切な情報提供や県民に対する正しい知識の普及啓発に努めますので、皆様方には今後とも御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、公益財団法人島根県生活衛生営業指導センター並びに各生活衛生同業組合のますますの御発展と、関係の皆様方の御健勝を祈念いたしまして御挨拶いたします。

平成27年度

**生活衛生業界
功労者表彰受賞
おめでとーございます。**

永年にわたり、業界の発展に貢献された方々が受賞されました。これからもお元気で活躍ください。

◆叙勲

旭日章

林 睦男 様

浜田市(理容生活衛生同業組合)

◆県生活衛生同業組合連合会
理事長表彰

山口 博正 様

浜田市(飲食業生活衛生同業組合)

波多野辰男 様

大田市(飲食業生活衛生同業組合)

成瀬 昇 様

松江市(食肉生活衛生同業組合)

松尾 静治 様

雲南市(理容生活衛生同業組合)

新宮 康治 様

松江市(旅館ホテル生活衛生同業組合)

津茂谷卓史 様

浜田市(旅館ホテル生活衛生同業組合)

三好 源康 様

益田市(旅館ホテル生活衛生同業組合)

皆様の身近なアドバイザー

平成27年2月1日付けで、次の方々が経営特別相談員に委嘱されました。
営業資金の融資、経営、衛生面等、お気軽にご相談ください。

旅館・ホテル	理 容	美 容
川 津 邦 雄 金 子 俊 之 狩 野 弘 弘 小 川 進 介 飯 田 薫	安 食 宣 雄 佐 賀 洲 壽 福 代 一 成 熱 田 幹 夫	大 森 京 子 岡 崎 弘 子 土 井 眞 紀 田 中 隆 雄
吉 田 みどり 森 山 民 子		
クリーニング	飲 食	す し 食 肉
錦 織 豊 影 山 智 利 三 好 正 師 安部 由美子	加 田 憲 三 波多野 辰男 小 原 美 静 野 坂 保	上 杉 益 久 後 藤 勇 晋 穴 道 里 美 高 井
		大 畑 一 宏 塩 治 順 子
		成 瀬 昇 田 村 久美子

(注)委嘱期間は、平成30年1月31日までです。

組合トピックス

第41回島根県美容技術選手権大会

7月6日(月) 松江市のくにびきメッセにて第41回島根県美容技術選手権大会が開催されました。県下3校の美容学校の生徒さんにも参加してもらい総勢71名が出場し熱い戦いを繰り広げました。

今年より取り入れた新種目「まとめ髪」にも多数出場し大会を盛りあげました。

来る10月20日に札幌市で開催されます全国選手権大会に、カット&ブロー、ヘアスタイル、中振り袖着付け、花嫁化粧着付け、洋装ブライダルの5種目の優勝者は島根県代表として出場いたします。

美容業生衛組合理事長 佐藤初美



第 53 回全飲連全国福島県大会報告



「頑張ろう東北」を合言葉に、6月24日、全飲連全国福島県大会が開催され、我県からは15名が参加しました。

出雲空港から東京へ。東北新幹線で郡山市まで。そこからバスで雄大な“磐梯山”を望みながら“猪苗代湖”を背景にした会津若松のシンボル“鶴ヶ城”に到着。地元ボランティアガイドさんの説明を受けながら見学しました。

午後2時より“飯坂温泉パルセいいざか”にて、大会テーマ「一期一会」福島県大会に参加。前日までの涼しさから一転、当日は今年一番の暑さ。ここで大きなハプニング。大会会場のクーラーが故障して約1,100名の参加者は、う

ちわで扇ぎながらの本大会でした。

まず、福島県の勇壮な相馬野馬追の映像を見ながらオープニングスタート。大会実行委員長・福島県飲食業組合紺野理事長が挨拶で「福島は、確実に復興しています。後は全国の皆様のご理解とご支援そして、風評被害だけです。福島の安心・安全をどうか地元に戻って伝えて下さい。お願いします!」と。その言葉に会場はわれんばかりの拍手と声援に包まれました。福島の実状を見聞きた者の一人として、今後しっかりとその思いを伝え繋いでいきたいと思いました。クーラー故障に関係なく、いつも以上に熱気にあふれた大会会場でした。

夜は“飯坂温泉摺上亭大鳥”にて230名の皆様との懇親会に出席し、にぎやかな一時を過ごしました。また二次会にも参加し、～夜な酔なウォーク～飯坂温泉の夜の街を3店舗まわるという企画で楽しい一夜を過ごさせていただきました。

翌日は、フルーツライン沿いの“あずま果樹園”でお土産に美味しそうな“さくらんぼ”を買い、宮城県へ入り、名取市・仙台市の被災地を見学しましたが、完全に復興するにはまだまだ時間がかかりそうでした。その後日本三景の一つとして名高い“松島”へ。様々な景観を見せる島々を旅情豊かに遊覧船で回り、お昼は本場仙台の“厚切り牛タン”を堪能しました。

来年の富山県大会には多数の皆様の参加をお願いし、報告を終わります。

飲食業生衛組合大原支部 藤原 勇

第60回島根県理容競技大会 熱い選手の躍動を!!

記念すべき第 60 回島根県理容競技大会（加盟店約 460 店舗）が平成 27 年 6 月 15 日（月）、くたびきメッセに於いて開催されました。

本大会は理容技術の粋を競う業界最大のイベントとして、また併せて理容業界の振興と向上を目指すことを目的として昭和 29 年に開催されて以来、今日まで長い歴史、伝統を積み重ねてきました。

今大会におきましては、近年の加盟店の高齢化、後継者不足、従業員不足等の影響もあり例年よりコンパクトな大会となりました。

競技は 1 ～ 6 部門までの種目に於いてそれぞれ髪型の仕上がり、技術工程等について競技時間を定め、その出来映えや基本的な技術度を競うものであります。また 1 ～ 3 部門においての各部門優勝者は 10 月に埼玉県久喜市で開催される第 67 回全国理容競技大会に島根県代表として出場することになっております。

種目の中には次世代を担う松江理美容専門大学の生徒が参加する競技もあります。選手は皆、緊張感のなか日頃の鍛錬の成果を発揮すべく、極めた仕上げを目指し健闘しておりました。

そして、見事総合優勝（県知事表彰）を獲得したのは小川憂也選手（橋北支部）でした。

理容業を目指す若者を増やすためにも競技大会を開催し、理容業界をアピールするとともに歴史、伝統のある理容技術を次世代につなげていきたいと考える次第です。

理容生衛組合理事長 池上良一



島根県健康福祉部薬事衛生課からのお知らせ

食品表示法が施行されました!!

食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品の表示に関する規定を統合した「食品表示法」が平成27年4月1日から施行されました。

<主な変更点>

アレルギー表示の改善

○原則として、個別表示になります

原材料名	〇〇〇〇(△△△△、ごま油(ごまを含む))、ゴマ、□□、×××、醤油(大豆・小麦を含む)、マヨネーズ(大豆・卵・小麦を含む)、たん白加水分解物(大豆を含む)、卵黄(卵を含む)、食塩、◇◇◇、酵母エキス(小麦を含む)
添加物	調味料(アミノ酸等)、増粘剤(キサンタンガム)、甘味料(ステビア)、◎◎◎◎(大豆由来)

○特定加工食品及びその拡大表記が廃止されます

特定加工食品とは表記として特定原材料名又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料を含むことが予測できると考えられてきた加工食品をいいます。

卵の特定加工食品
マヨネーズ
小麦の特定加工食品
パン



マヨネーズ(卵を含む)
パン(小麦を含む)

加工食品の栄養成分表示が義務化

○容器包装に入れられた加工食品には、原則、栄養成分表示が義務化されました。

※ 熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの5成分が表示されるようになります。

※ ナトリウムの量は消費者にとって分かりやすい「食塩相当量」で表示されます。

栄養成分表示 1袋(100g)あたり	
熱量	〇〇Kcal
タンパク質	△△g
脂質	◇◇g
炭水化物	□□g
食塩相当量	☆☆g

島根県における食品表示相談窓口

○食品の表示に関する相談窓口は、県下の保健所となります。

相談窓口	所在地	電話番号	ファックス番号
松江保健所	690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根3階	0852-23-1317	0852-31-6694
雲南保健所	699-1396 雲南市木次町里方531-1	0854-42-9667	0854-42-9654
出雲保健所	693-0021 出雲市塩冶町223-1	0853-21-1185	0853-21-7428
県央保健所	694-0041 大田市長久町長久ハ7-1	0854-84-9806	0854-84-9819
浜田保健所	697-0041 浜田市片庭町254	0855-29-5575	0855-29-5562
益田保健所	698-0007 益田市昭和町13-1	0856-31-9551	0856-31-9568
隠岐保健所	685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9715	08512-2-9716



詳しくは、島根県生活衛生営業指導センター(☎0852-26-0651)までお問い合わせください。

生衛業界においても、自らの健康の増進に取り組む人の支援をしましょう。

たばこの煙のないお店ってどんなお手伝いをするの?

- ★終日、店内禁煙をお願いします。
- ★健康づくり情報(パンフレット等)を店内に置くことをお願いします。

たばこの煙のないお店になったら、どんなメリットがあるの?

- ★店内で働く人が健康になります。
- ★店内の壁等が汚れなくなり、清掃が楽になります。
- ★子どもからお年寄りまで、利用しやすいお店になります。
- ★島根県健康推進課のホームページで、お店のPRができます。

生活衛生営業指導センターでは、健康増進法及び島根県たばこ対策指針に基づく「受動喫煙の防止」推進のため、理容組合、美容組合の協力を得て、終日禁煙とする「たばこの煙のない理容店・美容店」を募集しています。

禁煙協力店募集中!!

あなたのお店も「たばこの煙のない理容店・美容店」に登録しませんか?

生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ

融資のごあんない

日本政策金融公庫 国民生活事業は、店舗改装資金等のご融資を通じ、みなさまの事業のお手伝いをさせていただいております。振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、当公庫の生活衛生貸付の一般貸付よりも有利な振興貸付をご利用いただけます。

◇ 振興事業貸付 ◇

ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。事業計画の確認を受けた場合は「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」の写しも必要となります。

	設備資金	運転資金
ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	
ご 融 資 額	1 億 5,000 万円以内～7 億 2,000 万円以内 (業種によって異なります。)	5,700 万円以内
ご返済期間(うち据置期間)	18 年以内	5 年以内 (特に必要な場合 7 年以内)
据 置 期 間	2 年以内	6 ヶ月以内 (特に必要な場合 1 年以内)
利 率 (注)	0.40%～3.00%	0.90%～3.00%

(注) ・「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」を策定し、生活衛生同業組合から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた場合は、利率が 0.15%引き下げとなります (振興特利設備・振興運転に限りません)。
・振興貸付を基準利率より低い利率でご利用後に、所属する組合を脱退した場合、基準利率に引き上げとなるときがあります。

< 創業融資のお知らせ >

従業員の方が独立される場合の創業資金にもご利用できますので、お気軽にご相談ください!

◇ 生活衛生改善貸付 ◇ (生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付)

ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方 (注) であって生活衛生同業組合理事長などの推薦を受けた方
ご 融 資 額	2,000 万円以内
ご返済期間(うち据置期間)	設備資金 10 年以内 (2 年以内) 運転資金 7 年以内 (1 年以内)
利 率	1.25%
担保・保証人	無担保・無保証人

(注) 常時使用する従業員数が 5 人 (旅館業及び興行場営業は 20 人) 以下の会社または個人の方が対象となります。

※利率はいずれも平成 27 年 6 月 10 日現在の水準です。
※ご返済期間またはお使いみちなどによって利率が異なります (生活衛生改善貸付は除きます。)
※審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

[くわしくは、下記の窓口までお気軽にお問い合わせください。]

《お問い合わせ先》

(公財) 島根県生活衛生営業指導センター ☎ 0852-26-0651
日本政策金融公庫松江支店 (国民生活事業) ☎ 0852-23-2651
日本政策金融公庫浜田支店 (国民生活事業) ☎ 0855-22-2835



松江支店の宮本です。
よろしくお願いします。



松江支店の杉谷です。
よろしくお願いします。



浜田支店の作野です。
4 月から妻の実家のある
浜田で勤務しています。



浜田支店の^{しらさ}白砂です。
4 月から郷里(大朝)に
近い浜田で勤務して
おります。
よろしくお願いします。

平成27年度健康・福祉対策推進事業（スタンプラリー事業）

健康・福祉対策推進事業（スタンプラリー事業）

（業）は生活衛生関係営業のお店が業種を超えて連携し、「スタンプを集めて健康づくり（シニアの元気はシマネの元気）」を実施することで、高齢者の外出や健康づくり、街の活性化を図る

ものです。

昨年に引き続き2年目となりますが、本年度は利用券の額はやや減るものの、当選者数を昨年の3倍に増やして実施します。各生衛組合の一層のご協力をお願いします。

島根県内の生活衛生関係営業（8業種）のスタンプラリーに参加しよう！

平成27年9月1日～10月31日

加盟店（約1,800店）での利用券（2,000円）をゲット（300名様）しよう。



【応募方法】

加盟店（8業種）をご利用頂きますとお店から1回の利用でスタンプシートにスタンプ1個（印又はサイン）を押印してお渡し致します。期間内に県内加盟店8業種をご利用頂きスタンプシートにスタンプ等2つ揃えば切手を貼って投函してください。期間内、何枚送っても結構です。スタンプラリーは10月31日まで実施します。【応募期限は11月15日（必着）】当選発表は利用券の発送をもって換えさせていただきます。
※応募多数の場合は抽選になります。ご了承ください。
※利用券は島根県内の生活衛生同業組合加盟店のみ使用出来ます。

シニア世代
（65歳以上）
の方が対象です。



島根の生活衛生関係営業

（8業種）は、すし・高、飲食業、食肉販売業、理容業、美容業、興行（映画館）、旅館ホテル、クリーニングこれらの営業者の中で組織された同業組合です。健康福祉の増進に関する活動等の社会貢献を積極的に、地域に密着した皆様方に愛される店舗として、これからも様々な活動を行ってまいります。

— 問い合わせ先 —

島根県生活衛生営業指導センター
（0852-26-0651）

主催：（公財）島根県生活衛生営業指導センター／共催：島根県生活衛生同業組合連合会

ポスターが目印！
提示期間は
9月1日～1月31日

＜実施期間（期限厳守をお願いします）＞

スタンプラリー：平成27年9月～10月（2スタンプで応募できます）
応募締切：平成27年11月15日必着（11月中に抽選、2000円分利用券発送）
利用券有効期限：平成28年1月31日
利用券清算期限：平成28年2月15日（利用店舗からの請求締切）2月中に清算

生衛業の皆様
に営業相談室のご案内

生衛業の皆様の経営の健全化・衛生水準の維持向上のため、営業相談室を設置しております。
融資相談・経営相談室等お気軽にご利用下さい。

◎指導センター相談室は毎日午前10時～午後4時まで（土・日・祝祭日を除く）

◆指導センターの事業計画、各種研修（クリーニング師研修など）については、ホームページ（<http://www.seiei.or.jp/shimane/>）をご覧ください。

